

平成30年10月4日  
交通局交通規制課

## 関空連絡橋のマイカー規制の解除について

### 1 概要

関空連絡橋は、9月7日より、連絡橋上り線を用いた対面通行を実施し、現在は交通規制によりマイカー（白ナンバー）、レンタカーの通行を禁止しているところ、10月6日午前0時より交通規制を解除いたします。

ただし、通行が可能な容量が限られていることから、朝ピーク時間帯（7時～9時）におけるマイカー等の利用はお控えください。

また、今後の交通状況等により、再度、通行を制限する場合があります。

なお、詳細は別添資料を参照して下さい。

### 2 添付資料

- 別添1「大阪府警察記者発表資料」
- 別添2「国土交通省記者発表資料」

### 3 その他

大阪府警察及び国土交通省において同時広報を実施

平成30年10月4日  
交 通 規 制 課

関西国際空港連絡橋の通行禁止規制解除について

関西国際空港連絡橋は、9月7日（金）より、通行可能車両を限定して、暫定的な運用を開始していましたが、10月6日（土）午前0時から通行可能車両の限定を解除します。

なお、関西国際空港連絡橋上の空港からりんくうタウン方面行き車線を活用した相互交通区間等における制限速度40 km/hの規制は継続します。

※ 通行禁止規制は、解除しますが、暫定的な車線運用が継続されることから、可能な限りのマイカー利用自粛と電車・バス等公共交通機関利用の促進は、継続して広報していきます。

警察庁同時発表

平成30年10月4日  
航空局  
自動車局  
海事局  
道路局

## 10月6日より関空連絡橋のマイカー利用を可能とします。

－ 関空へのアクセスは公共交通機関をご利用ください －

関空連絡橋は、9月7日より連絡橋上り線を用いた対面通行を実施しており、マイカー（白ナンバー）、レンタカーの通行は禁止としていたところです。

今般、マイカー（白ナンバー）、レンタカーについても、10月6日午前0時より連絡橋の通行を可能といたします。

ただし、関空連絡橋は、上り線を用いた対面通行であり、通行が可能な容量が限られることから、引き続き、関西国際空港をご利用の皆様におかれては、次の点についてご協力をお願いします。

- ① マイカー等のご利用は控え、公共交通機関のご利用をお願いします。
- ② マイカー等をご利用する場合は、朝ピーク時間帯（7時～9時（特に8時台））は混雑の可能性があることから、朝ピーク時間帯を可能な限り避けていただくとともに、十分なゆとりを持って空港に向かうようにお願いします。

今後の交通状況等により、再度、通行を制限する場合があります。

また、NEXCO西日本においては、平日の朝ピーク時間帯の混雑を回避した方に対し、料金の還元キャンペーンを実施します。詳細は、下記ホームページをご覧ください。

NEXCO西日本 <https://corp.w-nexco.co.jp/corporate/release/hq/h30/1004/pdfs/01.pdf>

※ 空港行きのバスの運行情報については、関西空港交通のホームページ（<http://www.kate.co.jp/>）をご覧ください。

※ 神戸空港からの旅客船の運航情報・空席情報については、「神戸 - 関空ベイ・シャトル」（<http://www.kobe-access.jp/>）をご覧ください。

問い合わせ先：代表 03-5253-8111

航空局 近畿圏・中部圏空港政策室 吉岡 (49614)

直通 03-5253-8729

航空ネットワーク部航空事業課 稲福 (48523)、黒木 (48524)

直通 03-5253-8705

自動車局 旅客課 藤井 (41203) 直通 03-5253-8568

貨物課 橋本 (41302) 直通 03-5253-8575

海事局 内航課 今元 (43451)

直通 03-5253-8626

道路局 企画課道路経済調査室 四童子 (37612)、掛井 (37632)

直通 03-5253-8487

高速道路課 久保 (38352)、清水 (38332)

直通 03-5253-8490